

雇用保険の65歳以上への適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、雇用保険の適用の対象となり「高年齢被保険者」となります

雇用保険への加入要件は、今までの条件と同様 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
 ② 31日以上雇用見込みがあること、です。

平成29年1月1日		会社が行う手続き
以後に入社した者		通常の雇用保険被保険者資格取得手続きが必要
前に入社した者	入社時に65歳以上であったため資格取得していない者(未加入者)	通常の雇用保険被保険者資格取得手続きが必要 ただし、提出期限は平成29年3月31日まで猶予されます
	65歳前に入社したため資格取得している者(高年齢継続被保険者)	自動的に「高年齢被保険者」となるため、手続きは不要

65歳以上の者の雇用保険料が、平成31年度まで免除となります

今までは、65歳以上の雇用保険被保険者(高年齢継続被保険者)は、被保険者の全期間の保険料が免除されていましたが、今後は、65歳以上の雇用保険被保険者は、平成31年度までの免除になりますが、平成32年度からは保険料が徴収されます。

65歳以上の被保険者が退職したときには、高年齢求職者給付金が一時金で受給できます

65歳以上の高年齢被保険者が離職した場合、受給要件を満たすと(6か月以上の就業を繰り返した場合など)に、高年齢求職者給付金とその都度支給(年金と併給可)されます。受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 離職していること
- ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・ 離職前1年間(病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができる場合があります)に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算)あること

65歳以上の高年齢求職者給付金の額及び受給方法について

被保険者期間	基本手当日額	支給日数
1年以上	離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおおよそ	50日分
1年未満	50%~80%(上限6,370円(平成29年7月31日までの額))	30日分

高年齢受給資格者についても一般の受給資格者と同じく待機期間が必要です。

高年齢求職者給付金についても一般の受給資格者と同様に、本人自身が離職後最初にハローワークに出向き求職の申込みをして、高年齢受給資格者であることの確認を受けた日から、失業の状態にあった日が通算して7日間経過してから出ないと支給されません。この期間を「待期」といいます。

自己都合により退職した場合や、自分に責任のある重大な理由により解雇された場合などは、待期の7日間に引き続き3ヶ月間支給がされません。これを給付制限期間といいます。

ハローワークから、以上の期間の経過が見込まれる日に再度、出頭日が指定され「失業の認定」が行われます。この「失業の認定」を受けてから本人が指定した口座に高年齢求職者給付金が振込まれます。